

平成26年5月 策定  
平成30年7月 第一次改訂  
令和4年4月 第二次改訂  
令和8年2月 第三次改訂

# 学校いじめ防止基本方針



**富士市立須津中学校**

## 学校いじめ防止基本方針（改訂）

### 1. 基本方針の策定にあたって

#### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ・いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- ・すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- ・いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが、特に重要であることを認識しつつ、市及び教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の関係者並びに関係機関の連携のもと、いじめの問題を解消することを目指して行わなければならない。

以上の考えにより、本方針を策定する。

#### (2) いじめの定義

##### いじめ防止対策基本法

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある、他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

### 2. いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 生徒指導部会

週に1回、生徒指導部会を開き、いじめに関する情報を集約する。いじめに関わる情報があった場合には、同じく週に1回ある主任者会にて報告する。

【構成員】生徒指導部会：校長、生徒指導主事、各学年の生活指導担当、養護教諭

（月に1度 SC・SSW）

主任者会：校長、教頭、教務主任、各学年主任、養護教諭、事務主任、生徒指導主事

## (2) いじめ対策委員会（以下、委員会）

いじめが発見された場合や、いじめアンケート実施後にいじめが発覚した場合、またはいじめの疑いがある、いじめにつながる可能性がある情報が入ったとき、生徒・保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったときは、委員会を開いて情報を組織で共有し、対応策を検討する。

【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、必要に応じてSC、SSW、加害・被害生徒の学級担任、加害・被害生徒の該当部活動顧問等々

※いじめを「認知」した場合には、別表1に従って、組織的な対応を行う。

## 3. いじめ防止等のための対策

### (1) 人権教育の推進

- ・Q-U (i - c h e c k) または、人間関係プログラムを実施する。
- ・グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングを全校実施し、人間関係の円滑化を図るとともに、自他を大切にする気持ちを育む。
- ・教師が生徒の人権を尊重し、学校教育の中で丁寧な言葉遣いを心掛け、生徒に範を示す。
- ・道徳の授業を充実させ、人権の尊重や思いやりの心を育む。  
(生徒指導部より、命、いじめ、人権等を主題にした授業を提案する。)

### (2) 子どもの自主的活動の場の設定

- ・生徒会を主催として、学級活動で「いじめ」について考える話し合い活動を行う。
- ・学校行事を通して、縦割り活動を実施して、異学年交流を進める中で互いの良さを認め合える機会をつくる。
- ・学年行事や学校行事の際に、個人として互いを尊重し合えるように、意図的に男女が協力する場面をつくる。

### (3) いじめを予防する活動の実施

#### ①原則

- ・「いじめは絶対に許されない」「どのような場合でもいじめられている生徒は必ず守る」という教師集団の姿勢を学校生活の中で示していく。
- ・学級活動、道徳の時間を使って、「いじめ」について生徒が考える機会を設ける。
- ・「できた」「がんばった」と生徒が思える手立てを講じ、成長を認めていくことで、自尊感情を高めていく。

#### ②授業

- ・授業の中で、グループ学習を積極的に取り入れていくことで、生徒の人間関係の円滑化を日常的に図っていく。
- ・学ぶ楽しさを実感できる授業づくりを大切にすることで、安心して学習できる環境を整える。
- ・自他の成果を認め合うことで、自己有用感を育み、自尊感情の高揚を図る。

### ③その他

- ・学校生活の中で、正しい服装や頭髪の在り方を生徒自身が考えることで、自らを律する気持ちを育てることを通して、規範意識を高めていく。
- ・「スマホ安全教室」にて、外部講師を招き、情報モラルの育成を図る。

### (4) 保護者や地域への啓発

- ・PTA専門部と連携して、情報共有の充実を図る。
- ・学校だよりを通して、いじめ対策の方針について保護者や地域に周知する。併せて、情報提供の協力を依頼していく。
- ・自校のホームページで、いじめ防止等の基本方針を掲載して、保護者や地域への周知を図る。
- ・学校運営協議委員から、地域での生徒の活動の様子について、情報を提供してもらえるように依頼する。

### (5) いじめに関する教職員の研修

- ・静岡県教育委員会から発行されている「人権教育の手引き」を活用した研修を実施する。
- ・人権教育の研修会に参加して、伝達研修を行う。
- ・道徳部からの、人権やいじめに関する資料を提示してもらい、全職員で確認する。
- ・いじめの様態や対応の仕方について、理解を深める研修を行う。
- ・教育相談の実施方法や生徒からの話の聞き方、対応の仕方について研修を行う。
- ・教師の言動もいじめの原因になりうることを理解する。
- ・いじめの未然防止と早期発見のために、「いじめの問題への取り組みに関するアンケート」や「教職員のいじめ対応チェックリスト」を実施する。別紙1・2参照。

### (6) いじめの早期発見・早期対応

- ・「いじめは見えにくい」という視点を常にもち、学校教育を推進するという姿勢を大切にする。
- ・学級担任だけでなく、教科担任や学年職員等で生徒の様子について情報交換をする。
- ・日常の生活や、日記から生徒の心の変化をみとっていく。
- ・6月、12月に教育相談を実施し、全生徒を対象に相談をする。
- ・いじめアンケートを年3回実施し、いじめの早期発見、早期解決に努める。
- ・毎週1回実施される生徒指導部会、主任者会を通して、生徒の情報交換を密に行う。
- ・「メンタルセルフチェック」を年4回実施し、生徒の心の状態のサポートに役立てる。
- ・前後期で1度ずつ、生徒及び保護者に対して、学校評価アンケートを実施して、生徒の学校生活の全体像と保護者の考え方を把握する。
- ・SCによる、カウンセリングを実施する。
- ・SSWによる、保護者、生徒への個別対応をする。
- ・養護教諭と連携して、保健室への来校が増えた生徒の情報共有を図る。
- ・「ほっとデジタル相談・ふじ」等の相談窓口について、生徒や保護者に周知していく。

## 4. いじめに対する措置

### (1) 対応の原則

- ・実態把握のために、生徒や保護者から話を聞く場合には、事実関係を確実に把握するために、必ず複数の教師で対応をする。
- ・収集した情報は記録を残して、委員会を通して対応策を検討して、全職員で共有する。なお、重篤な事態の場合には、富士市教育委員会の指示で対応を行う。

### (2) いじめの情報を受けた場合

#### ①いじめの事実確認をする

- ・当該生徒からの訴えであれば、当該生徒本人から事実関係を確認、記録する。
- ・当該生徒以外の生徒からの訴えであれば、情報提供をした当事者から事実関係を確認、記録したのちに、当該生徒本人から事実関係を確認、記録する。
- ・当該生徒の保護者からの訴えであれば、家庭訪問をして事実関係を確認、記録する。
- ・当該生徒以外の保護者からの訴えであれば、情報提供した当事者及び、生徒から事実関係を確認、記録したのちに、当該生徒本人から事実関係を確認、記録する。
- ・地域の方からの訴えであれば、個人名が特定できる場合には、情報提供した当事者から事実関係を確認した上で、関係生徒から話を聞き、実態を把握して、記録する。

#### ②いじめの事実が認められた場合には、当該生徒、関係生徒から実態把握を正確に行う。その際、次の点について留意する。

- ・話を聞く時間帯、場所について、他の生徒の目につかないようにする。
- ・被害生徒の安全が確保できるように、授業時だけに留まらず、休み時間、清掃時、部活動時等、学校生活のすべての時間において、教師が常に観察する。

#### ③委員会を開き、対策を検討する。

#### ④被害生徒の意向を確認する。原則的には、加害生徒への直接指導を行う方向性を持つ。ただし、被害生徒が仕返しを恐れて、直接指導を望まない場合は、直接指導は強要しない。事態が深刻化している場合は、この限りではない。

#### ⑤被害生徒の保護者に学校が把握した事実と本人の意向を伝えて、今後の指導方針について保護者の意向を確認しながら了承をとる。

#### ⑥被害生徒、保護者の了承がとれた場合は、加害生徒に直接、毅然とした態度で指導をする。その後、加害生徒の保護者に事実を伝えて、家庭での協力を依頼する。

⑦学校内での加害、被害生徒並びに、その教室内の生徒の様子について経過観察をする。（原則 3 か月間）いじめに係る行為が止まり、被害生徒が心身の苦痛を感じない状態になるまで、組織的に対応をする。

⑧再発防止の為に全体指導を行う。加害生徒にも、教師間の役割分担の中で心のケアを行う。

### (3) 重大事態への対処

①重大事態のケース（重大事態とは、次のような場合を指す）

- いじめにより生徒の命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

※重大事態が発生した場合には、別表 2 に従って、組織的な対応を行う。

#### ②調査

- ・重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告をして、市教委の指示に従い調査を行う。
- ・調査組織が市教委の場合は全面協力をする。学校の場合は、市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向けて、客観的な事実関係を明確にするために調査をする。
- ・調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及び、その保護者に提供する。

# 組織的対応

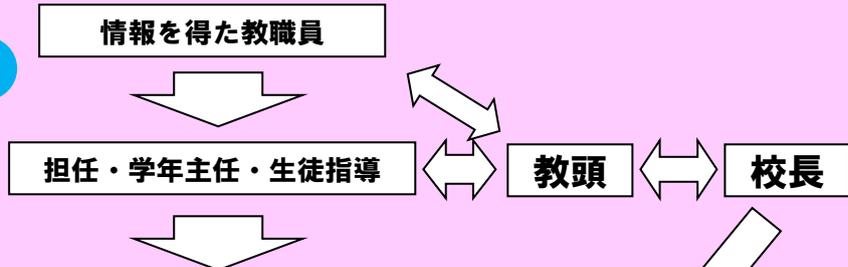
別表1

## いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

- ・他の児童生徒からいじめの情報を聞いた
- ・いじめらしき現場を発見した
- ・児童生徒の言動から気になった
- ・児童生徒や保護者からの相談または訴えを受けた
- ・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- ・アンケートの回答で確認した
- ・関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- ・養護教諭、SC等から情報を聞いた

## 抱え込まない

## 個人で判断しない



## いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

### 学校いじめ対策組織

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- ・目的
- ・優先順位
- ・担当者
- ・期日等

事案の状況により、構成員を再編成

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導
- ・各学年主任等々

+

- ・該当クラスの担任
- ・教科、部活動等関係する教職員等々

事実関係の把握・調査

指導方針の決定、指導体制の確立

いじめ解消に向けての指導・支援

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害児童生徒が、いじめの解消を自覚し、関係児童生徒との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

招集  
指揮

保護者  
適宜連絡  
※複数対応

連絡・相談

指導・助言

SC・SSW  
指導主事派遣

関係機関

- ・こども家庭課
- ・児童相談所
- ・富士警察署
- ・医療機関
- 等々

教育委員会

職員会議

情報共有

即日中に対応する

1 発見

2 情報収集

3 事実確認

4 方針の決定

5 対応

6 経過観察・解消

重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年 3 月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校運営協議委員、PTA 代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告



調査対象者及びその保護者への説明・報告



市長及び教育委員への説明・報告等



調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

## 別紙1 いじめの問題への取組に関するチェックポイント〔教職員用〕

### 〔自身の行動〕

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている児童生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめの防止等のためにやっている校内研修の内容を日常の指導に活かしている

### 〔情報共有〕

- 学校いじめ対策組織のメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんなに小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、決められた担当者に報告している
- いじめアンケートの回答は、その日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している
- 教育相談で、少しでもいじめが疑われる内容が聞かれた場合は、その日のうちに他の教職員と情報共有している

### 〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、普段から指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

## 〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート・班ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心掛けている
- できるだけ休み時間等も子どもたちと一緒にいるよう心掛けている
- 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認するなど、子どもたちの活動の見届けを行っている
- 休み時間等に子どもたちへの声掛けをしている

## 〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有をしている
- いじめに関する研修の内容等を、教職員同士で伝え合っている

## 〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子ども同士のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中、ロッカー、靴箱を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている